

2 計画の枠組み

(1) 計画の性格

- ① 本計画は、「男女平等と自立に支えられた男女共同参画社会の実現」を基本理念に、多摩市女と男の平等参画を推進する条例第9条に基づく計画です。
- ② 本計画は、「第五次多摩市総合計画第2期基本計画」の個別計画として位置づけられます。
- ③ 本計画は、「男女共同参画社会基本法」および「DV防止法」を踏まえた計画として策定しています。特に、平成20（2008）年のDV防止法改正の主旨を踏まえ、本計画中の「基本目標3 女性の人権尊重と人権擁護のしくみづくり」における「課題1 女性の人権の尊重」および「課題2 女性に対する暴力の根絶と人権擁護のしくみづくり」を、DV防止法に基づく本市の基本計画として位置づけます。
- ④ 本計画は、平成23（2011）年～令和2（2020）年の計画期間のうち、平成28（2016）年から進める後期期間の計画として位置づけます。
- ⑤ 本計画の中間見直しにあたっては、「多摩市男女平等参画推進審議会」で検討が進められました。

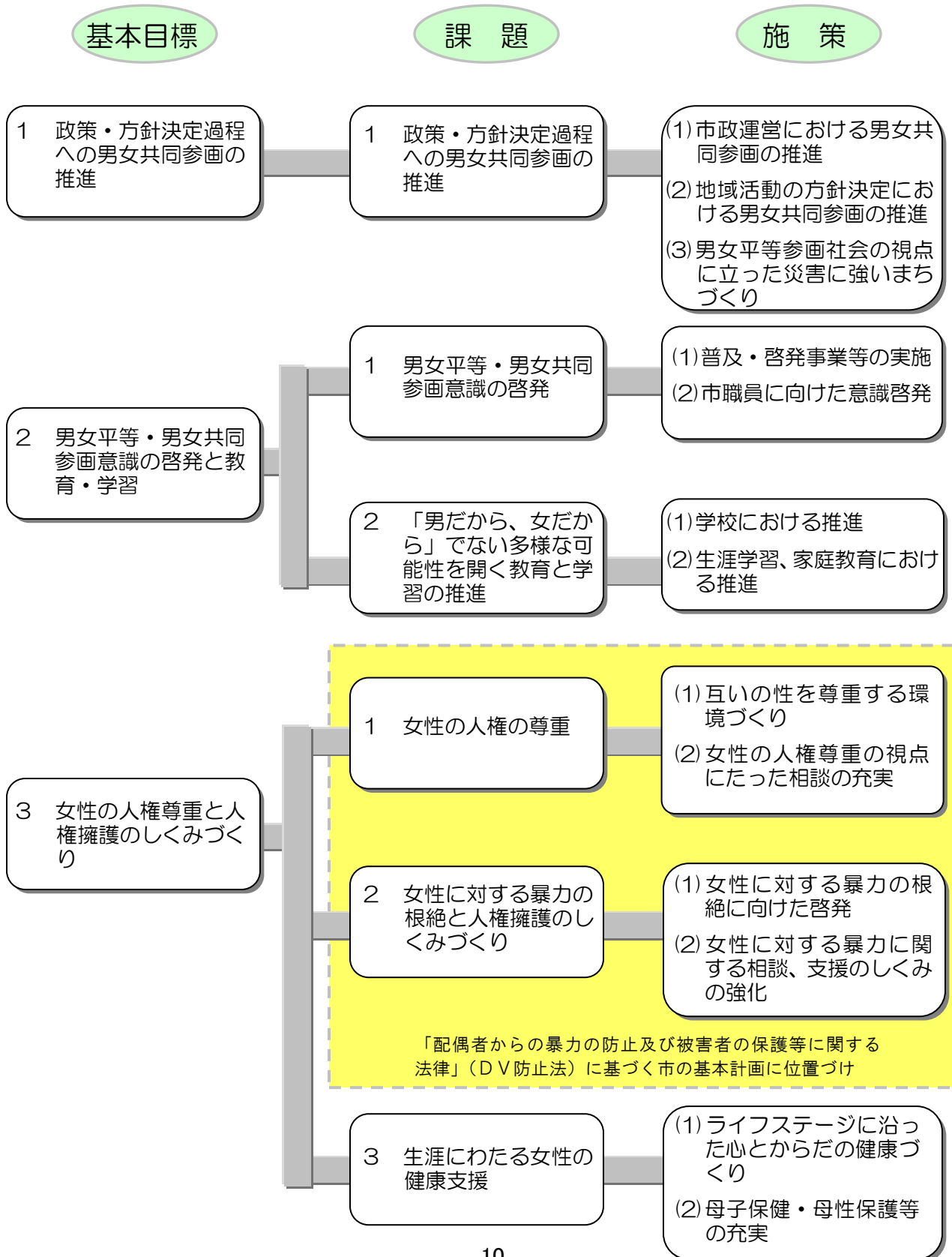
(2) 計画の対象

本計画は、多摩市に住み、学び、働き、活動するすべての市民を対象とし、市民が主体的に参画することで実現する多摩市行動計画です。

(3) 計画期間

本計画の計画期間は平成28（2016）年度から令和2（2020）年度までの5年間とします。

(4) 計画の体系



基本目標

課題

施策

4 女と男がともに働きやすく生活しやすい環境づくり

1 男女平等の就労環境整備

- (1) 働く場における男女平等の推進
- (2) 女性の就職や再就職の支援

2 「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の実現

- (1) ワーク・ライフ・バランスの啓発と推進
- (2) 男女で担う子育て、介護への支援

5 特に困難な状況にある人々への支援

1 特に困難な状況にある男女の自立支援

- (1) ひとり親家庭への支援
- (2) 高齢者等の生活安定に向けた支援
- (3) 生活困窮者の自立に向けた支援

6 男女平等・男女共同参画の実現に向けた総合的な推進

1 TAMA女性センターの運営

- (1) TAMA女性センターの充実
- (2) TAMA女性センターにおける市民参画、市民協働による推進

2 総合的な計画の推進

- (1) 庁内推進体制の充実
- (2) 国、都、関係機関との連携
- (3) 計画の進行管理

